

㊦

厚生労働省発基 0625 第 2 号
令和 6 年 6 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 武見 敬三

令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。